

**令和4年度木曾岬干拓地（南エリア）における
都市的土地利用の可能性に関する調査
業務委託仕様書**

1 業務の名称

令和4年度木曾岬干拓地（南エリア）における都市的土地利用の可能性に関する調査業務

2 業務の目的

木曾岬干拓地の土地活用については、地理的な優位性など利点も多いが、一方では、農業的利用を目的としてつくられた干拓地であるため、軟弱地盤等の特徴がある。

本業務は、木曾岬干拓地のうち伊勢湾岸自動車以南の「保全区」を除くエリア（三重県内約180ha。以下「南エリア」という。）の都市的土地利用（※）の方向性の検討に向け、令和2年度、3年度調査による民間事業者サウンディング結果及び土地活用にかかる規制・課題等を踏まえた立地環境等の基礎的な情報の整理、地域活性化やSDGsの視点を加味した民間事業者による開発を含む幅広い土地利用の可能性の調査・分析等を行うことを目的とする。

※都市的土地利用：ここでは、当初の農業干拓地利用にとどまらず、幅広い土地利用を示す用語として使用。

3 実施期間

契約の日から令和5年3月24日（金）

4 業務の内容

(1) 立地環境等前提条件の整理（資料収集・分析）

ア 当該地を取り巻く社会経済動向等

- ・木曾岬干拓地をとりまく社会経済動向及び用地需要動向、新輪工業団地の分譲状況等について分析し、南エリアの需要について将来予測を行う。
- ・社会経済動向等の分析と予測にあたっては、地域活性化やSDGsの視点を踏まえ、経済界や有識者・学識者等へのヒアリング等も実施し、精度を高めるものとする。

イ 当該地の広域的な位置付け

- ・木曾岬干拓地の地理的・地勢的な位置付けについて整理する（交通インフラの整備状況や今後の見込み等を含む）。

（例）中部地域の産業集積、人口集積状況、物流、人流の状況
木曾岬干拓地の位置付け

ウ 当該地の開発条件等の特性

- ・過年度調査結果等を整理し、木曾岬干拓地の特性をメリット・デメリットの両面から整理する。
- ・南エリアは、現在、太陽光発電事業を実施中の新エネルギーランド以外のエリア（建設発生土ストックヤード（第2期）、農業体験広場）は、活用されておらず、それぞれに都市的土地利用が開始できる時期や現況地盤高等が異なっている。
- ・南エリアに接する保全区（原則立入禁止）は、現状の環境維持が求められている。

(2) 可能性のある土地利用用途の洗い出し

上記(1)を踏まえ、南エリアに立地可能な用途、比較的規模の大きな用地を活用できる業態・用途を、公共利用も含めた広域的な観点から洗いだし、その立地のために必要となるインフラ等の整備等条件面も含め、用途別の優位性や課題等について整理を行う。

整理に際しては、学識者や経済界、企業、シンクタンク等へのヒアリング調査等を実施。

(3) 土地利用用途毎の課題や発展・実現性の整理

上記(1)、(2)を踏まえ、今後、さらに検討を進めるべき課題の整理を行う。

さらに、今後、洗い出しされた立地可能な土地利用用途毎に、具体的な用地需要や立地見通し等の分析を進めるための手法（大規模なヒアリングの実施等）等について整理する。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本業務における責任者（統括責任者）を配置するとともに、想定される業務・分野ごとに、知見を有する者を各分野担当主任技術者として配置すること。なお、統括責任者と各分野担当主任技術者の兼務、複数の各分野担当主任技術者の兼務は妨げない。
- (2) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、統括責任者、各分野担当主任技術者及び担当者と監督員は、契約期間中、確実に連絡（電話、Eメールなど）をとれるようにし、業務の方針、条件等の疑義を正し、完成度の高い調査が完遂できるよう誠実に対応すること。
- (3) 契約締結後速やかに着手届（様式自由）及び統括責任者等選任通知書（様式自由）を提出のうえ、14日以内に業務を開始しなければならない。

- (4) 業務の開始にあたり、業務方針（目的）、作業方法及び作業工程等をまとめた計画案（業務工程表）を作成のうえ、監督員（水資源・地域プロジェクト課担当者を任命予定）と協議し、大まかな全体工程を決定すること。
- (5) 業務を円滑に進めるため、原則1月に1回程度は業務打合せ等を行う。また、2か月に1回程度は、三重県庁に来訪できること。また、監督員の求めに応じて、その都度調査分析状況等を口頭、書面により説明及び報告するものとするとともに、随時に打ち合わせ、各種アドバイス等ができる体制とすること。
- (6) 経済界、民間事業者等に対するヒアリング等調査は受託者において進めるが、本調査業務の参考になると監督員が判断した場合には、必要に応じて調査に同席できるものとする。
- (7) 中間報告を行うものとする。中間報告に用いる資料は、別表「成果品提出一覧」に準じるものとするほか、次年度県予算要求基礎資料（業務の進捗に応じ決定）。時期は概ね12月初旬を想定している。
- (8) 報告、打合せ等に際しては、その都度、統括責任者等が書面（打ち合わせ記録簿）に記録し、監督員の求めに応じ提出すること。報告・打合せ場所は原則として県が指定する場所とする。
- (9) 本委託事業における実施内容は、仕様及び提案内容をふまえ、県と協議のうえ決定をする。
- (10) 契約書及び仕様書に定めのない事項であっても本業務を行うにあたり必須と想定される事項については、できる限り目的を達成するため遂行すること。
- (11) 業務完了時に完了検査を行う。検査日時、場所は、完了通知書（様式自由）、成果品一式（別表参照）が提出された後に検査員が決定する。請求書は完了検査に合格した後提出すること。

完了検査において成果品に不備な点や瑕疵が発見された場合は、速やかに受託者の負担において指定期日までに成果品を修正し、委託者による再検査を受けなければならない。また、検査終了後においても、成果品に不備な点が発見された場合は、受託者は同様の処置をしなければならない。
- (12) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県との協議により決定する。
- (13) 事業に関心のない者に対して、金銭等を支給し集客及び動員を行うことを認めない。そうしたことが判明した場合、契約を解除する。
- (14) 災害や感染症の大規模な流行等により委託業務の実施が著しく困難となった際には、両者協議の上、契約の主旨を損なわない範囲でその実施方法等を変更することがある。

(別表)

成果品提出一覧

名 称	提出 部数	備 考
(1) 最終結果報告書	3	簡易製本、カラー
(2) 最終結果報告書 (概要版)	3	カラー
(3) 作業週報又は作業月報	3	
(4) 各検討基礎資料、関係データ、分析結果	3	
(5) 打ち合わせ、会議等記録簿	3	都度提出、最終まとめ提出

※電子データでの提出も行うこと (データ量に応じた適切な媒体に保存して提出)。

※上表の成果品は、原則としてA版 (縦型、横書き、左綴じ)、表紙及び目次をつけて整理し、提出すること。

※仕様書中に記載した手続き上の書類などは含まない。

※成果品の所有権、著作権等の権利については、全て三重県に帰属するものとし、受託者の許可なく自由に公表することができる。また、受託者は、委託者の許可なく、他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。